

事 務 連 絡  
平成21年4月27日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部局 御中

厚生労働省老健局計画課

### 高齢者施設等におけるノロウイルス対策の一層の徹底について

日頃より社会福祉行政へのご協力を賜り感謝申し上げます。

ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染症胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省老健局計画課長通知）により、対応をお願いしているところですが、今月に入り、高齢者施設の入所者及び職員がノロウイルスによる感染性胃腸炎に集団感染し、入所者が死亡する事例が発生いたしました。

貴部局におかれましては、引き続き保健衛生部局と連携しながら、管内市区町村、関係団体、所管の施設等に対する対策の一層の周知徹底をお願いします。

高齢者施設における感染症の発生及びまん延の防止については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）等で、感染を防止するための対策を検討する委員会の定期開催や指針の整備及び研修等の必要な措置を定めていることから、これらの実施を徹底するとともに、発生時においては、発生状況の把握、感染の拡大防止、関係機関との連携等に関して、迅速かつ適切に対応することが必要であり、以下のホームページを随時参照の上、ノロウイルス対策の一層の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

(参考)

ノロウイルスに関する Q&A (厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/dl/040204-1.pdf>